

作成日 平成 31年 2月 25日
改訂日 令和 4年 5月 16日

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ライトクリスタル XCL-A34
製品整理番号	BA130
供給者の会社名称	株式会社ウォーターエージェンシー
住 所	162-0813 東京都新宿区東五軒町 3 番 25 号
担当部門	ケミカルサービス事業本部
TEL	03-3267-4073
FAX	03-3267-4106
緊急連絡電話番号	同 上
推奨用途および使用上の制限	工業用消臭剤

2. 危険有害性の要約

化学品の GHS 分類

物理化学的危険性

爆発物	区分に該当しない	
可燃性ガス	区分に該当しない	
エアゾール	区分に該当しない	
酸化性ガス	区分に該当しない	
高压ガス	区分に該当しない	
引火性液体	分類できない	
可燃性固体	区分に該当しない	
自己反応性化学品	分類できない	
自然発火性液体	分類できない	
自然発火性固体	区分に該当しない	
自己発熱性化学品	分類できない	
水反応可燃性化学品	分類できない	
酸化性液体	分類できない	
酸化性固体	区分に該当しない	
有機過酸化物	区分に該当しない	
金属腐食性化学品	分類できない	
鈍性化爆発物	区分に該当しない	
健康に対する有害性	急性毒性(経口)	区分に該当しない
	急性毒性(経皮)	区分3
	急性毒性(吸入:気体)	区分に該当しない
	急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
	急性毒性(吸入:粉塵)	区分に該当しない
	急性毒性(吸入:ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	区分2
	発がん性	分類できない
	生殖毒性	区分2
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(肝臓、呼吸器系、脾臓)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(肺、肝臓)
	誤えん有害性	分類できない
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分1
	オゾン層への有害性	分類できない

GHSラベル要素
絵表示又はシンボル



注意喚起語
危険有害性情報

危険
皮膚に接触すると有毒
重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
重篤な眼の損傷
遺伝性疾患のおそれの疑い
生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
臓器の障害(肝臓、呼吸器系、膵臓)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害(肝臓、肺)
水生生物に非常に強い毒性
長期継続的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き
＜安全対策＞

- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- ・取扱後は手をよく洗うこと。
- ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- ・環境への放出を避けること。
- ・吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。直ちに医師に連絡すること。
- ・飲み込んだ場合: 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
- ・皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹸で洗うこと。気分が悪い時は、医師に連絡すること。汚染された衣類を直ちにすべて脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- ・皮膚(又は髪)に付着した場合: 汚染された衣類を直ちにすべて脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。汚染された衣類を再使用する場合には洗濯をすること。直ちに医師に連絡すること。
- ・眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師に連絡すること。
- ・ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。医師の診察、手当てを受けること。
- ・気分が悪い時は、医師の診察、手当てを受けること。
- ・漏出物を回収すること。
- ・換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しいところに置くこと。施錠して保管すること。
- ・内容物及び容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託して廃棄すること。

＜応急措置＞

＜保管＞

＜廃棄＞

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物		
化学名又は一般名	①塩化亜鉛	②塩化アンモニウム	③無機酸
	④pH 調整剤		
化学物質を特定できる一般的な番号	①CAS No. 7646-85-7	②CAS No. 12125-02-9	③CAS No. 有り
	④CAS No. 有り		
化学式	①ZnCl ₂	②NH ₄ Cl	③非開示
	④非開示		
成分及び濃度又は濃度範囲	①塩化亜鉛 47~48%	②塩化アンモニウム 0.33%以下	③無機酸 非開示
	④pH 調整剤 非開示		
官報公示整理番号 (化審法)	①(1)-264	②(1)-218	③化審法番号有り
	④化審法番号有り		
(安衛法)	①公表化学物質	②公表化学物質	③ —
	④ —		

4. 応急措置

吸入した場合	被災者を直ちに空気の新鮮な場所に移動させ、鼻をかませ、うがいをさせる。必要に応じて医師の診察を受ける。
皮膚に付着した場合	直ちに汚染された衣服や靴等を脱がせ、付着部又は接触部を多量の水を流しながら洗浄する。外観に変化が見られたり痛みが続く場合は、医師の診断を受ける。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で15分以上洗眼した後、専門医の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	コップ1～2杯の水又は牛乳を飲ませて希釈する。無理に吐かせない。速やかに専門医の手当てを受ける。
急性症状及び遅発性症状並びに最も重要な兆候及び症状	吸入した場合：浅呼吸、喉の痛み、肺炎を含む気道の急性炎症、チアノーゼ、咳、痰、胸部の痛みと締めつけ感、吐き気、嘔吐、頭痛、肺水腫及び肺繊維症、急性呼吸不全。 皮膚に付着した場合：痛み、発赤、重度の熱傷。 眼に入った場合：痛み、発赤、重度の熱傷。 飲み込んだ場合：吐き気、嘔吐、頭痛、過アミラーゼ症、虚脱状態(ショック)。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	救助者は保護手袋と保護メガネ、必要に応じてマスクなど接触や曝露を避けられる保護具を着用する。
医師に対する特別な注意事項	肺水腫の症状は2～3時間経過するまで現れない場合が多く、安静を保たないと悪化する。安静と医学的な経過観察が必要。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水、粉末、二酸化炭素、アルコール
使ってはならない消火剤	特になし。
火災時の特有の危険有害性	本製品自体は不燃性であるが、急熱(283℃以上)されると塩化亜鉛のヒュームを発生し、それを吸入すると亜鉛熱を起こす。また塩化亜鉛が分解すると有害なヒューム(酸化亜鉛)や塩化水素等の有害ガスを生じることがある。
特有の消火方法	周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。移動不可能の場合は容器及び周囲に散水して冷却する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	消火作業は、可能な限り風上から行う。消火作業の際は、必ず保護具を着用する。消火活動は、風上から行い、有毒なガスの吸入を避ける。状況に応じて呼吸保護具を着用する。火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	漏出した場所の周辺にロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。作業の際には適切な保護具(保護メガネ、不浸透性保護手袋、ゴム長靴等、保護マスク)を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ミストを吸引したりしないようにする。
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材	流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意する。少量の場合には、乾燥土・砂・ウエス等で空容器に出来るだけ回収する。大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。酸性の製品なので、アルカリ(ソーダ灰、消石灰等)で中和する。中和の際は、発熱、発煙に注意する。
二次災害の防止策	床面に残ると滑る危険性があるため、こまめに処理する。付近の着火源となるものを速やかに取り除くとともに消火剤を準備する。火花を発生しない安全な用具を使用する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	皮膚や眼に触れないように保護手袋、保護長靴、保護眼鏡を着用する。こぼれないように取り扱う。容器を転倒、落下、衝撃を加える、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしてはならない。
局所排気・全体換気 安全取扱注意事項	必要に応じて全体換気、局所排気を行う。 手洗い、洗顔等の設備を設け、取扱い後にうがいをし、手、顔等をよく洗う。作業服に付着した場合は、その汚れをよく洗い流す。 亜硝酸類、活性塩素化合物(さらし粉など)との接触を避ける。
接触回避 衛生対策	『10. 安定性及び反応性』を参照。 取扱い後は手をよく洗うこと。

保管

安全な保管条件

屋内の通気の良い場所で容器を密閉し、施錠して保管する。酸性なので、アルカリ性の物質とは同一場所に貯蔵しない。火気、熱源より遠ざける。

安全な容器包装材料

消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。
ポリエチレン等の樹脂製容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度

設定されていない。

許容濃度

日本産業衛生学会(2017年版)

設定されていない。

ACGIH(2013年版)

ヒューム 1mg/m³(TWA), 2mg/m³(STEL):塩化亜鉛ヒューム 10mg/m³(TWA), 20mg/m³(STEL):塩化アンモニウム

設備対策

取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。
蒸気又はヒュームやミストが発生する場合は局所排気装置を設置する。

保護具

呼吸用保護具:必要に応じて酸用防毒マスクを着用する。

手の保護具:合成ゴム手袋又は合成樹脂製手袋を着用する。

眼、顔面の保護具:側板付普通眼鏡型又はゴーグル型保護眼鏡を着用する。

皮膚及び身体の保護具:適切な保護衣を着用する。必要に応じて顔面用保護具を使用する。

特別な注意事項

特になし。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態

液体

色

無色透明

臭い

無臭

融点/凝固点

データなし

沸点又は初留点及び沸点範囲

データなし

可燃性

データなし

爆発下限界及び爆発上限界/

データなし

可燃限界

引火点

データなし

自然発火点

データなし

分解温度

データなし

pH

2.0 以下 (20°C)

動粘性率

データなし

溶解度

水に任意に溶解

n-オクタノール/水分配係数(log 値)

データなし

蒸気圧

データなし

密度及び/又は相対密度

1.47~1.57 (20/4°C)

相対ガス密度

データなし

粒子特性

データなし

10. 安定性及び反応性

反応性

情報なし。

化学的安定性

通常の手扱い条件では安定である。

危険有害反応可能性

自己反応性なし。アルカリ性物質と激しく反応する。金属に対して腐食性が強い。

避けるべき条件

火気、高温物との接触を避ける。

混触危険物質

酸化剤、還元剤、塩基との混合、接触を避ける。

危険有害な分解生成物

加熱すると分解し、有害なヒューム(酸化亜鉛)や有害ガス(塩化水素等)を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性

経口:LD₅₀ >2,000mg/kg (推定値)であるため、区分に該当しないとした。経皮:LD₅₀ = 364mg/kg (推定値)であるため、区分3とした。

吸入(気体):区分に該当しない。

吸入(蒸気):データ不足のため、分類できない。

吸入(粉塵):区分に該当しない。

吸入(ミスト):データ不足のため、分類できない。

皮膚腐食性／刺激性
 眼に対する重篤な損傷性
 ／眼刺激性
 呼吸器感作性又は皮膚感作性
 生殖細胞変異原性
 発がん性
 生殖毒性
 特定標的臓器毒性(単回ばく露)
 特定標的臓器毒性(反復ばく露)
 誤えん有害性

分類される成分の区分、含有量から推定し、区分1とした。
 分類される成分の区分、含有量から推定し、区分1とした。

データ不足のため、分類できない。
 区分2の成分を1%以上含有するため、区分2とした。
 データ不足のため、分類できない。
 区分2の成分を3%以上含有するため、区分2とした。
 区分1の成分を10%以上含有するため、区分1とした。
 区分1の成分を10%以上含有するため、区分1とした。
 動粘性係数が不明であるため、分類できないとした。

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境毒性 短期(急性)

分類される成分の区分、含有量から推定し、区分1とした。

水生環境毒性 長期(慢性)

区分1の成分を25%以上含有するため、区分1とした。

残留性・分解性

データなし。

生体蓄積性

濃縮性が無い又は低いと判断される。

土壤中の移動性

物理化学的性質により、水域、土壤環境に移動しうる。

オゾン層への有害性

データ不足のため、分類できない。

13. 廃棄上の注意

化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

化学品の廃棄は、焼却する場合、関連法規・法令を遵守する。また、廃棄する場合、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者と契約し、廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)及び関連法規・法令遵守し、適正に処理する。

空の汚染容器及び包装を廃棄する場合、内容物を除去した後に、都道府県知事の許可を受けた専門の産業廃棄物の収集運搬業者や処理業者に廃棄物処理法(廃棄物及び清掃に関する法律)、及び関係法規・法令を遵守し、適正に処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

国連番号

1840

品名

ZINC CHLORIDE SOLUTION

国連分類

8

容器等級

III

海洋汚染物質

該当

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

国連番号

1840

品名

ZINC CHLORIDE SOLUTION

国連分類

8

容器等級

III

国内規制

陸上規制情報

非該当

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1840

品名

塩化亜鉛(水溶液)

国連分類

8

容器等級

III

海洋汚染物質

該当

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

1840

品名

塩化亜鉛(水溶液)

国連分類

8

容器等級

III

輸送又は輸送手段に関する
特別の安全対策

輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

重量物を上積みしない。

ローリー輸送する時は、荷主は運送人にイエローカードを渡す。

タンクローリー等の荷役時には車止めをし、ホースの連結を確実にする。

ホースの着脱時は、ホース内の残留分の処理を完全に行う。

食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

危険物のそばに積載しない。

緊急時応急措置指針番号

154

15. 適用法令

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) 塩化亜鉛(政令番号:94)

化学物質排出把握管理促進法

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9) 塩化亜鉛(政令番号:94)

労働基準法

第 1 種指定化学物質(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) 亜鉛の水溶性化合物(政令番号:1)

船舶安全法

疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号 1) 塩化亜鉛

航空法

腐食性物質(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)

水質汚濁防止法

腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)

下水道法

指定物質(法第 2 条第 4 項、施行令第 3 条の 3) 亜鉛及びその化合物
生活環境項目(法第 2 条第 2 項第 2 号、施行令第 3 条第 1 項) 亜鉛含有量
水質基準物質(法第 12 条の 2 第 2 項、施行令第 9 条の 4)

水道法

亜鉛及びその化合物(政令番号:30)

毒物及び劇物取締法

有害物質(法第 4 条第 2 項)、水質基準(平 15 省令 101 号)

消防法

非該当

海洋汚染防止法

非該当

非該当

16. その他の情報

・参考文献

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)

化学物質審査規制法実務提要 通商産業省基礎産業局化学品 編

・記載内容の取扱い

全ての資料や文献を調査した訳ではないため、情報洩れがあるかも知れません。また、新しい知見の発表や従来の説の訂正により内容に変更が生じることがあります。

重要な決定等にご利用される場合は、試験によって確かめられる事をお薦めします。なお、含有量、物理化学的性質等の数値は保証値ではありません。また、注意事項は、推奨用途上の通常的な取扱いを対象としたものなので、推奨用途から外れる特殊な取扱いの場合には、この点にご配慮をお願いします。

・問合せ先

担当部門 ケミカルサービス事業本部

電話番号 03-3267-4073 FAX 番号 03-3267-4106